

国民健康保険の方・後期高齢医療の方 保険証を郵送します！

現在交付している国民健康保険の保険証と後期高齢者医療の保険証（橙色）は、**令和6年7月31日（水）**までお使いいただけます。

令和6年8月1日（木）からお使いいただく保険証は、7月下旬に特定記録郵便でお送りします。ご家庭のポスト等に投函されますので、ご確認ください。

国民健康保険

▶世帯主あて（世帯員の証を含む）

後期高齢者医療

▶被保険者一人ひとりあて

▶**令和5年中**の所得状況等により、医療機関でご負担いただく割合（自己負担割合）が、8月から変更になることがあります。

▶**令和5年中**の所得額等の確定に伴い、別途**令和6年度**の保険料額に関する通知を送付します。後期高齢者医療の方は7月中旬頃、国民健康保険の方は8月に通知しますのでご確認ください。



「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは…？

この認定証（白色）を病院などの窓口で提示することで、同一医療機関での支払いが自己負担限度額（年齢や所得によって異なる）までとなります。

申請ができる方

国民健康保険	後期高齢者医療 75歳以上の方（障がい認定を含む）
●0歳～69歳までの方 ●70歳～74歳の方で、負担割合が3割の方（一部）、または住民税非課税世帯の方 ※令和6年7月31日（水）まで有効の認定証を持っていた方が、引き続き該当となる場合は、7月下旬に申請書を保険証と一緒に郵送しますので、必要な場合は、改めて申請してください。	●負担割合が3割の方（一部）、または住民税非課税世帯の方 ※令和6年7月31日（水）まで有効の認定証を持っていた方が、引き続き該当となる場合は、7月末までに郵送しますので申請は不要です。

申請方法

役場 町民課で申請してください。

マイナ保険証をご利用ください

- ▶マイナンバーカードを健康保険証として利用することができます（事前に保険証利用登録が必要です）。
- ▶マイナ保険証を利用することで、次のようなメリットがあります。
 - ①紙の保険証に比べて、医療費の窓口負担額が安くなります。
 - ②過去のお薬情報や特定健診の結果を医療機関に共有することで、データに基づいたより良い医療を受けることができます。
 - ③限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

詳しくは、厚生労働省のホームページまたはお電話にてお問い合わせください。

☎ 0120-95-0178

厚労省 保険証

🔍 検索



お問い合わせ先：西ノ島町役場 町民課（電話：08514 - 6 - 0103）

後期高齢者医療制度

令和6年度分から保険料の計算方法が変わります

後期高齢者医療制度では、被保険者のみなさまに負担していただく保険料の料率について、2年ごとに改定を行います。このたび、令和6・7年度の保険料率については、令和6年2月9日に開催された島根県後期高齢者医療広域連合議会において、次のとおり決定されましたのでお知らせします。

	令和4・5年	令和6・7年	比 較
均等割額	50,880 円	50,160 円	720 円 減
所得割額	9.35%	10.08%	0.73% 増

4月から3月までの年間保険料は、前年の所得状況に応じて個人ごとに計算し、7月にそれぞれ通知を行います。なお、保険料は世帯の所得等によって軽減されることがあります。

■保険料の計算方法

均等割額		所得割額		年間保険料
被保険者一人当たり 50,160 円	+	賦課のもととなる所得金額 ^{※1} × 所得割率 10.08% ^{※2}	=	賦課限度額 80 万円 ^{※2 ※3}

- ※1 「賦課のもととなる所得金額」は、前年の総所得金額等（「公的年金収入－公的年金等控除」「給与収入－給与所得控除」「事業収入－必要経費」等で各種所得控除前の金額）から基礎控除 43 万円を差し引いた額です。
- ※1 給与所得がある方は、所得金額調整控除が適用される場合があります。
- ※2 「令和5年分の総所得金額等－基礎控除額 43 万円＝58 万円以下」の人は、令和6年度の保険料に限り、所得割率 9.30%、賦課限度額 67 万円が適用されます。
- ※3 「昭和24年3月31日以前に生まれた人」、「令和7年3月31日以前に障がい認定により被保険者の資格を有している人」は、令和6年度の保険料に限り、賦課限度額 73 万円が適用されます。

■均等割額軽減措置の所得要件の改正について

世帯の所得状況に応じて下記のとおり均等割額が軽減されます。低所得者に対する保険料の負担を軽減するため、令和6年度保険料から対象者の所得要件が変わります。

対象者の所得要件 世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定対象所得の合計額	均等割の 軽減割合
43 万円 + 【10 万円×（年金・給与所得者の数－1）】 ※以下	7 割
43 万円 + 【10 万円×（年金・給与所得者の数－1）】 ※+ 29.5 万円×（被保険者数）以下	5 割
43 万円 + 【10 万円×（年金・給与所得者の数－1）】 ※+ 54.5 万円×（被保険者数）以下	2 割

- ※【】内の計算は世帯主（後期高齢者医療制度の被保険者ではない場合も含む）及び世帯の被保険者全員の年金・給与所得者数が2人以上の場合に限りです。
- ※前年度の1月1日において65歳以上の方は、軽減判定の際に限り公的年金の所得から15万円を限度として控除があります。
- ※軽減判定の際には、「専従者控除」「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。
- ※所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。
- ※軽減判定は、賦課期日（4月1日または資格取得日）時点で行われます。

制度を音声でご案内するCDを配布しています

- ▶ 後期高齢者医療制度について、希望された人に音声版の「後期高齢者医療のしおり」のCDをお配りしています。また、貸出しも行っています。
- ▶ 希望する方は、西ノ島町役場または島根県後期高齢者医療広域連合（☎ 0852-20-7526）までお知らせください。

お問い合わせ先：西ノ島町役場 町民課（電話：08514 - 6 - 0103）